## 基本理念

(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第3条より)

裁判外紛争解決手続は、法による紛争の解決のための手続として、紛争の当事者の自主的な紛争解決の努力を尊重しつつ、公正かつ適正に実施され、かつ、専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図るものでなくてはならない。

## 信条

当事者の共存共栄を願う。

当事者に寄り添う。

#### 基本目標

当事者志向が徹底された機関であること。

本質的に問題を解決に導き、再発を防止する機関であること。

# 基本方針

私達は当事者が安心して話し合いができるよう努めます。

私達は機関の信用を高めるよう努めます。

私達は研修を徹底し、解決へ導く力を高めます。

私達は人間力の向上に努めます。

## 行動基準

法令及び境界紛争解決支援センターにいがたの規則規程を遵守し、公正かつ誠実な対応を いたします。

守秘義務を遵守します。

当事者のお話をよくお聞きします。